

甲府市通学路安全推進連絡会議設置及び開催要領

平成 27 年 1 月 20 日

(名称)

第 1 本会議は、甲府市通学路安全推進連絡会議(以下、「連絡会議」という。)と称する。

(目的)

第 2 連絡会議は、道路管理者、警察、市立小学校(P T Aを含む)、及び教育委員会相互の協力、連携のもと、通学路における児童の安全を確保することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 甲府市通学路交通安全プログラムを作成、実行する。
- (2) 通学路の安全確保に関する情報、意見の交換を行う。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項。

(体制)

第 4 連絡会議は、別表に掲げる「機関・団体」が、右欄の「所属または役職等」にある者の中から指名する者(以下、「構成員」という。)をもって構成する。

2 連絡会議に座長を置き、甲府市教育委員会学事課長をもって充てる。

(会議)

第 5 連絡会議の会議は、必要に応じて座長が招集し、主宰する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(構成員等の活動及び報酬等)

第 6 構成員並びに連絡会議への出席者の連絡会議における活動は、各々の本来の業務として、その職務及び職責の範囲内で行うものとする。

2 連絡会議における構成員等の活動に対しては、報酬、賃金、または給与等は一切支給しない。

(事務局)

第7 連絡会議の事務局は、甲府市教育委員会に置く。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が構成員と協議のうえ、別に定める。

別表(第4関係)

区分	機関・団体	所属または役職
道路管理者等	国	甲府河川国道事務所 交通対策課
	山梨県	中北建設事務所 道路課
	甲府市	建設部 道路河川課
		建設部 都市整備課
		市民部 消費生活センター 交通安全係
警察	甲府警察署	交通課
	南甲府警察署	交通課
小学校関係	甲府市公立小中学校校長会	会長、副会長、または役員等
	甲府市小中学校PTA連合会	会長、副会長、または役員等
教育委員会	甲府市教育委員会	学校教育課
		学事課